令和3年2月定例会 県土都市整備委員会の概要

日 時 令和3年3月8日(月) 開会 午前10時 3分 閉会 午前11時52分

場 所 第9委員会室

出席委員 浅井明委員長

安藤友貴副委員長

関根信明委員、白土幸仁委員、中野英幸委員、小林哲也委員、

醍醐清委員、田並尚明委員、橋詰昌児委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説 明 者 [県土整備部関係]

中村一之県土整備部長、三須康男県土整備部副部長、 北田健夫県土整備部副部長、清水匠県土整備政策課長、 小島茂県土整備政策課政策幹、小高嚴建設管理課長 藤間達之用地課長、吉澤隆道路街路課長、落合誠道路環境課長、 林雄一郎参事兼河川砂防課長、長谷部進一水辺再生課長

草野忠幸収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

濱川敦都市整備部長、堀井徹都市整備部副部長、 柳沢孝之都市整備部副部長、磯田忠夫都市整備政策課長、 鳴海太郎都市計画課長、長嶝俊広市街地整備課長、 細田隆田園都市づくり課長、伊田恒弘公園スタジアム課長、 若林昌善建築安全課長、関根昌己住宅課長、知久裕之営繕課長、 大澤春樹設備課長

今成貞昭下水道事業管理者、福島英雄下水道局長、 松塚研一下水道管理課長、若公崇敏参事兼下水道事業課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件	名	結 果	
第37号	埼玉県高齢者、障害者等	が円滑に利用できる建	百安司法	
	築物の整備に関する条例	の一部を改正する条例	原案可決	
第46号	埼玉県道路公社の道路の	整備に関する基本計画	原案可決	
	の変更に係る定款の変更	について		
第47号	埼玉県道路公社の基本財	産の額の増加に係る定	原案可決	
	款の変更の同意について		原采可次	
第48号	急傾斜地崩壊対策事業に	要する経費の関係市町	医安司法	
	村の負担額について		原案可決	
第49号	古利根川流域下水道の設	置等に要する経費の関	百安司法	
	係2市の負担額について		原案可決 	

第54号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第15号) のうち県土整備部関係、都市整備部及び下水道 局関係	原案可決
第61号	令和2年度埼玉県用地事業特別会計補正予算 (第1号)	原案可決
第62号	令和2年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第68号	令和2年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算 (第1号)	原案可決
第75号	草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区 画整理事業施行規程の一部を改正する条例	原案可決
第76号	訴えの提起について	原案可決

2 請願 なし

3 所管事務調査 大規模事業における新型コロナウイルス感染症による地元説明会への影響について

4 報告事項(県土整備部) 埼玉県広域道路交通計画(素案)ついて

令和2年2月定例会 県土都市整備委員会における発言

【付託議案に対する質疑(県土整備部関係)】

関根委員

- 1 第54号議案について伺う。繰越明許費が約325億円、45事業とのことだが、昨年度と比較してどうなのか。
- 2 早期繰越をしているにもかかわらず、2月の繰越明許費が増えている現状についてど のように考えているか。
- 3 第46号議案について、狭山環状有料道路が無料開放するとのことだが、有料道路事業を導入した効果はあったのか。
- 4 第46号、第47号議案に関連するが、通行料金をどのように決めたのか。工事費と 30年間の管理費を含めて設定しているのか。
- 5 第48号議案について、急傾斜地崩壊対策事業の負担金は、市町村との調整を行った上で決定していると思われるが、市町村からの同意はどのような形で得ているのか。

県土整備政策課長

- 1 令和元年度の2月補正予算通常分の繰越明許費設定額は、274億9, 251万2千円であった。昨年度に比べて50億5, 449万7千円増えている。
- 2 早期繰越については、適正工期の確保のため、年度内の完了が難しいと見込まれた段階で設定をお願いしている。2月補正予算における繰越の削減を直接の目的としたものではなく、また、用地補償関係は早期繰越の対象とはなっていない。繰越が増えたのは、当初予算が124億円ほど増えたことも理由の一つと考えている。

県土整備政策課政策幹

- 3 有料道路事業制度は、国や民間からの借入金と県出資金により、早期に道路を建設し、 通行料金収入により建設費を返済し、維持管理を行う制度である。狭山環状有料道路で は、建設費が56億円、34年4カ月の維持管理費が6億円、合計62億円を要したが、 有料道路事業の導入により、最終的な県の負担額は8億2千万円となり、通常事業の約 7分の1に事業費は縮減できた。
- 4 通行料金は、有料道路の利用による受益の範囲内で決定している。具体的には、有料 道路を利用することによる時間短縮効果などを貨幣価値に換算し、これを超えないよう に料金を設定している。なお、有料道路の建設費や運営に要する費用は、通行料金で賄 える金額で決定している。

参事兼河川砂防課長

5 令和3年度に事業を実施する4市町村に対しては、実施箇所ごとに事業費及び負担 金の額を示して意見照会し、文書にて同意を得ている。

【付託議案に対する質疑(都市整備部及び下水道局関係)】 関根委員

- 1 第37号議案について、本条例の基準が適用となる建物は埼玉県内にどのくらいある のか。
- 2 建物のバリアフリー条例は、法の基準より厳しい内容となっているが運用において課 題はあるのか。
- 3 既存建築物は、本条例の対象になるのか。
- 4 第54号議案関係のさいたま新都心管理事業費の補正予算について、スーパーアリーナの利用料金の減収によって今回どのくらい増額補正するのか。また、指定管理者の収支見通しはどうか。
- 5 第54号議案関係の住宅・建築物耐震改修促進費において、1億5千万円ほどの減額 があるが、見込みを下回った理由は何か。
- 6 第76号議案について、滞納月数が14か月と長期になっている者もいる。先ほどの 説明で「6か月以上指導に従わなかった者について」とあったが、もっと早い段階で訴 訟対象者とすることはできなかったのか。
- 7 新型コロナウイルス感染症の関係で家賃の滞納者は増えているか。
- 8 第75号議案について、押印省略の条例が1件あるが、ほかにはないか。また、条例、規則及び規程の扱いについて方針を示していただきたい。

建築安全課長

- 1 令和元年度にバリアフリー条例が適用された建築物の合計は、県内全域で665件である。令和元年度の県内の建築確認件数約35,000件に対して約2パーセント程度となっている。
- 2 平成21年4月の条例制定から10年以上経過しているが特段の課題はない。
- 3 既存建築物については、適合義務の対象とはなっていない。既存建築物に増築等を行う場合、増築等の部分が適用となる。
- 5 予算要求に当たり、建物所有者へアンケートを実施し、見込みを立てて要求している。 今年度は病院関係の建築物で補助を見込んでいるが、コロナの関係で病棟の利活用の変 更や業績悪化により事業実施が困難となった。

都市整備政策課長

4 今回の補正予算による委託料の増額は、約2億9,500万円である。一方、当事業の中でスーパーアリーナ、けやきひろばの施設修繕に係る契約差金等の減額が約1億3,300万円あったことから、事業費の補正額が約1億6,200万円となっている。委託料の算出に当たっては、全庁的な方針に基づき、指定管理業務で必要となった新型コロナ対策経費と、今年度の収支不足額に占める利用料金収入の減収相当額を合計し、9月補正予算による増額を差し引いて計算している。

指定管理者の収支見通しについては、令和2年度は大変厳しい状況である。指定管理者の利用料金収入は、昨年度比で約20パーセント程度にとどまると見込まれており、委託料の増額を行っても、大幅な収支不足が避けられない状況となっている。令和3年度に関しても、既に4月以降のイベントで中止を決めたものもあり、また、今回緊急事態宣言が再延長されたことで更にイベントの中止が増える可能性があるため、収支への影響は小さくないと考えている。すぐに昨年度までのような好調な状況になることは難

しいと思うが、できるだけ年度を通しての収支が黒字となるよう、県としても指定管理 者への側面的な支援に努める。

8 都市整備部においては、今回上程した条例以外に押印に関わる条例の改正はない。 ただし、規則、要綱、要領などにおいて相当数の案件があり、現在、所管課において 県の統一的な方針に基づいて検討しており、押印を廃止する場合は原則として年度末 までに規則等の改正ができるよう準備を進めている。規則改正については、改革推進 課とも調整を図りながら事務手続を進めている。

住宅課長

- 6 訴訟対象者の選定については、議案提案の6か月前の時点、今回は昨年8月末時点で 6か月以上の滞納者を対象としている。そこから個々の家庭の状況、滞納が生じた理由 又は納入の意思などを慎重に調査した上で、訴訟が必要と判断した方に必要な手続を行 っていくため、更に6か月程度の期間が必要となり、議案提案時には12か月程度の月 数となるものである。
- 7 特に増加はしていない。対前年度比では若干減少している状況である。

関根委員

第37号議案について、本条例に違反した場合、建築確認の検査後の罰則規定はあるのか。

建築安全課長

バリアフリー法令及び条例の基準は、建築確認申請で審査している。建築基準法の関係 規定になっており、その後、違反があった場合は、建築安全センター及び特定行政庁が指 導している。

白土委員

さいたま新都心管理事業費の補正予算について、主にどの部分に関して補填しているのか。 県がイベント開催制限を行っている部分の補填をされているのか。

都市整備政策課長

利用料金収入が補填の大半を占めている。指定管理者においては自主事業で収益を上げているものもあり、これについては指定管理者にも相応の負担してもらうものとして、協定に基づいて指定管理者と協議し、県の全庁的な方針に従って積算を行っている。

白土委員

その積算の仕方について伺っている。利用料金収入が前年の20パーセントとのことだが、来場制限を見込んで積算をしているのか。大枠でこのくらいは必要だろうということで積算しているのか。それとも詳細に積算しているのか。

都市整備政策課長

委託料の積算に当たっては、例えば減収相当額を積算する際には当初予算と比較するなど、しっかりとした数字の根拠を持って行っている。

白土委員

相手は民間会社なので減収したらその分を県が負担するということは指定管理者制度の方針としては違うのではないか。

都市整備政策課長

指定管理者には、県の要請に沿って施設を運営していただいており、イベントのキャンセルがあった際に利用料金をお返しすることもあり、県のイベントの方針に則って運営してもらった結果である。

【付託議案に対する討論】

なし

【**所管事務に関する質問**(大規模事業における新型コロナウイルス感染症による地元説明 会への影響について)】

白土委員

新型コロナウイルス感染症による大規模事業における従来の形での地元説明会への影響についてどのようなものがあるのか伺う。

道路街路課長

道路事業、街路事業などの大規模事業における地元説明会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点や、地元との調整の中で地元の皆様からも不安の声をいただいたことから、従来の多くの住民を集めての説明会の開催を控えさせていただいている。

しかしながら、春日部駅連続立体交差事業のような大規模な事業では、事業の工程上、 地域住民への周知が必要であるため、情報の周知方法を工夫して行った。

白土委員

周知方法の工夫とは具体的にどのようなものか。また、地元説明会が開催できないこと により事業に遅れが生じていないか。

道路街路課長

令和2年度は住民への情報の周知方法に工夫をして行った。具体的な事例として、用地の提供をお願いする土地所有者など特定の方に対しては、事前に説明内容を郵送した後、個別訪問をして詳細な説明を行った。また、説明会対象地域にチラシ配布した上で、説明資料のホームページ掲載や希望者へは資料郵送を行った。また、大きな会場に来場人数を制限した上で、パネル等の資料を自由に閲覧していただき質問等に個別に対応するいわゆる「オープンハウス方式」での開催を行った。また、説明内容に応じ、住民への個別説明やオープンハウス方式で行うなど、コロナ禍でも丁寧な地元説明を行っており、説明会に起因した事業の大きな遅れは生じていない。

白土委員

今後も事業に遅れがないよう説明会等の開催をお願いしたい。現在のような取組を継続 していくのか。来年度に向けた今後の取組を伺う。

道路街路課長

今後も、新型コロナウイルス感染症拡大防止を前提として事業を推進していく。新型コロナウイルス感染症の拡大状況や、説明する事業内容、説明対象者、市町村や地元の意向等を踏まえながら、最善の方法で今後も丁寧に地元周知を行い、事業の停滞を招かぬよう取り組んでいく。他の説明事例を研究しながら、今後もより良い説明方法で周知していく。